

指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について（報告）

1 概要、目的

「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」において、PFI事業¹については公募等の手続によることなくPFI事業者を指定管理者とすることを可能とし、指定管理者選定等委員会に一定の書類を添えて、指定管理者候補者を選定した旨を報告することとしています。（P.22）

これは、施設の設計から運営までを包括的に委託するPFI事業の場合、PFI事業者の選定とは別に公募で指定管理者の選定を行うことが制度上馴染まず、非公募の手法を採用することも提出書類の重複等が発生し非効率であることを理由としております。こうした包括委託に係る選定手続の取扱いは現在PFI事業に限っていますが、PFI事業に限らず「施設の設計から運営までを包括的に委託する事業方式」を採用する際はPFI事業と同様の取扱いとするものです。

2 背景

現在、令和7年7月のオープンに向け準備を進めている道の駅整備事業では、DBO手法²を採用し、施設の設計、建設、運営までを包括的に委託することとしています。本事業について、DBO事業者の選定とは別に改めて指定管理者の選定手続を行うことは、PFI事業の場合同様の課題が発生することから、PFI事業に限られている包括委託に係る指定管理者の選定手続の取扱いを、DBO案件のような包括委託事業についても適用するための改正を行う必要がありました。

3 関連資料

資料3-2 新旧対照表

資料3-3 指定管理者制度導入に関する基本的考え方（見え消し）

¹ PFI事業：Private-Finance-Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づく、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う。柳島スポーツ公園で採用。

² DBO手法：Design Build Operation の略。設計施工・維持管理等一括発注方式。

4 改訂箇所

(1) 導入対象施設の考え方について (P.7~8)

2 指定管理者制度導入に関する基本的考え方

(1) 導入対象施設

個別法において管理の主体が限定されている公の施設及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）で整備をする公の施設を除き、すべての公の施設について指定管理者制度の導入を検討することとし、指定管理者制度の導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度を導入するものとします。なお、管理の主体が限定されている公の施設は、道路、河川、学校などをいいます。

(2)～(3) 略

(4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則5年間とします。ただし、施設の運営に多大な影響を及ぼすなど、真に止むを得ない特別な理由がある場合には、相当の指定期間を設定することができるものとします。

なお、前述の要件に該当しない公募施設であっても「施設利用者の生活と施設との関わりが非常に深く、指定管理者が5年で変更となることで利用者の生活に重大な影響があると認められる施設」については5年を超える指定期間を設定することができるものとします。以下略。



2 指定管理者制度導入に関する基本的考え方

(1) 導入対象施設

個別法において管理の主体が限定されている公の施設及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）で整備をする公の施設を除き、すべての公の施設について指定管理者制度の導入を検討することとし、指定管理者制度の導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度を導入するものとします。なお、管理の主体が限定されている公の施設は、道路、河川、学校などをいいます。

(2)～(3) 略

(4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則5年間とします。ただし、施設の運営に多大な影響を及ぼすなど、真に止むを得ない特別な理由がある場合には、相当の指定期間を設定することができるものとします。

なお、前述の要件に該当しない公募施設であっても「施設利用者の生活と施設との関わりが非常に深く、指定管理者が5年で変更となることで利用者の生活に重大な影響があると認められる施設」については5年を超える指定期間を設定することができるものとします。以下略。

PFI法に基づいて実施する事業については、PFI事業の検討段階において、指定管理者制度の導入を含めた管理運営手法の検討が行われることから、個別の指定管理者制度導入の検討対象から除外しています。

この表記が、「PFI事業は指定管理者制度導入の検討を行わない」という解釈に繋がることを避け、「個別法の制限がある施設を除き、すべての公の施設について指定管理者制度の導入の検討を行う」ことをわかりやすくするため、簡潔な表記に改めます。

また、指定期間の規定についても、「特別な理由がある場合を除き原則5年」であることをわかりやすくするため、簡潔な表記に改めます。

(2) 指定管理者の募集の基本的考え方について (P.12)

3 指定管理者制度の導入手続

(1) 指定管理者の募集の基本的考え方

指定管理者の募集に当たっては、指定管理者制度の趣旨を考慮し、広く一般から募集する公募を原則としますが、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

ア 公募に対する申請がない場合、申請した法人その他の団体が選定基準に適合しない場合又は選定した候補者を指定できなくなり、新たに候補者として選定できる法人等がないとき。

イ P F I 事業によりその全部又は一部を整備した施設について、当該 P F I 事業業者に管理を行わせようとするとき。

ウ 地域コミュニティの活性化、地域住民の交流、地域自治の振興を目的とした施設（地域密着型施設）で、地元住民によって構成されている団体が管理することにより利用者の利便性が図られると考えられるとき。

エ 施設のあり方について検討中の施設や近く廃止しようとしている施設について、暫定的に指定管理を継続する必要があるとき。

オ 外郭団体が非公募選定で指定管理者となっている施設について、外郭団体見直し基本方針（改訂版）の公募化判断基準に照らした結果、非公募とすべきと考えられるとき。

カ その他市長が特別の事由があると認めるとき。



3 指定管理者制度の導入手続

(1) 指定管理者の募集の基本的考え方

指定管理者の募集に当たっては、指定管理者制度の趣旨を考慮し、広く一般から募集する公募を原則としますが、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

ア 公募に対する申請がない場合、申請した法人その他の団体が選定基準に適合しない場合又は選定した候補者を指定できなくなり、新たに候補者として選定できる法人等がないとき。

イ **P F I 事業 P F I 手法又は P F I 手法に準じた、施設の設計・建設・運営を一括して委託する手法を採用して実施する事業**（以下「P F I 事業等」という。）によりその全部又は一部を整備した施設について、**当該 P F I 事業者 当該 P F I 事業等の受託者**に**管理運営**を行わせようとするとき。

ウ 地域コミュニティの活性化、地域住民の交流、地域自治の振興を目的とした施設（地域密着型施設）で、地元住民によって構成されている団体が管理することにより利用者の利便性が図られると考えられるとき。

エ 施設のあり方について検討中の施設や近く廃止しようとしている施設について、暫定的に指定管理を継続する必要があるとき。

オ 外郭団体が非公募選定で指定管理者となっている施設について、外郭団体見直し基本方針（改訂版）の公募化判断基準に照らした結果、非公募とすべきと考えられるとき。

カ その他市長が特別の事由があると認めるとき。

指定管理者を公募で選定しない場合として規定している「イ」の項について、P F I 手法又は P F I 手法に準じた事業を対象とし、「管理」を「管理運営」に改めます。

(3) PFI事業等により施設の管理運営を行う場合の取扱いについて (P.22~23)

3 指定管理者制度の導入手続

(6) PFI事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い

PFI事業により公の施設を整備し、PFI事業者はその施設の管理を包括的に委ねようとする場合、指定管理者に指定する必要があります。

PFI法上の契約と指定管理者制度における指定とは、別々の制度における手続きであり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということはできません。

指定管理者は、公の施設の設置条例が制定された後に、当該条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものでありますが、指定管理者制度を導入する前に既にPFI事業者が決定している場合等においては、公募等の手続きによることなく、PFI事業者を指定管理者とすることができるよう設置条例で規定することにより、公募等の方法によらず指定管理者を選定することが可能です。

PFI事業により施設の管理運営を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

ア 指定管理者の候補者の選定

施設担当課は、検討段階から両制度間の整合性を図り、PFI事業契約の中に指定管理者制度を導入する旨をあらかじめ明記するほか、当該PFI事業者及び融資金融機関等とも綿密な協議を行うこととし、当該PFI事業者を指定管理者候補者に選定します。

また、この場合、PFI事業者選定の際の提案書類のうち、次に掲げる書類を添えて、指定管理者候補者を選定した旨を、委員会に報告することとします。

なお、委員会への報告のタイミングについては、設置条例を制定する議会と指定管理者の指定を行う議会の間とします。

(ア)~(キ) 略

イ 指定期間

原則として、PFI事業契約における維持管理・運営期間を指定期間と見なします。

ウ 協定の締結

協定書の作成にあたっては、PFI事業契約書との整合性を図り、両者の間に食い違いが生じない様、充分配慮することとします。

なお、PFI事業契約において毎年度支払う費用の算定方法等が詳細に定められることから、指定管理に係る年度協定の締結を省略できることとします。この場合においても、原則、基本協定は締結します。

エ 指定管理料

当該PFI事業契約における維持管理・運営期間に係る維持管理費、運営費及び修繕費をもって当該指定期間に係る指定管理料として取り扱うこととし、PFI事業契約に基づく費用と指定管理料が別個の費用として解釈されることのないよう留意することとします。





3 指定管理者制度の導入手続

(6) PFI事業等により施設の管理運営を行う場合の取扱い

PFI事業等により公の施設を整備し、PFI事業者PFI事業等の受託者にその施設の管理運営を包括的に委ねようとする場合、指定管理者に指定する必要があります。

PFI法上のPFI事業等に係る契約と指定管理者制度における指定とは、別々の制度における手続きであり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということではできません。

指定管理者は、公の施設の設置条例が制定された後に、当該条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものでありますが、指定管理者制度を導入する前に既にPFI事業者PFI事業等の受託者が決定している場合等においては、公募等の手続きによることなく、PFI事業者PFI事業等の受託者を指定管理者とすることができるよう設置条例で規定することにより、公募等の方法によらず指定管理者を選定することが可能です。

PFI事業等により施設の管理運営を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

ア 指定管理者の候補者の選定

施設担当課は、検討段階から両制度間の整合性を図り、PFI事業PFI事業等に係る契約の中に指定管理者制度を導入する旨をあらかじめ明記するほか、当該PFI事業者PFI事業等の受託者及び融資金融機関等とも綿密な協議を行うこととし、当該PFI事業者PFI事業等の受託者を指定管理者候補者に選定します。

また、この場合、PFI事業者選定の際の提案書類のうち、次に掲げる書類を添えて、指定管理者候補者を選定した旨を、委員会に報告することとします。

なお、委員会への報告のタイミングについては、設置条例を制定する議会と指定管理者の指定を行う議会の間とします。

(ア)～(キ) 略

イ 指定期間

原則として、PFI事業等に係る契約における維持管理・運営期間を指定期間と見なします。

ウ 協定の締結

協定書の作成にあたっては、PFI事業等に係る契約書との整合性を図り、両者の間に食い違いが生じない様、充分配慮することとします。

なお、PFI事業等に係る契約において毎年度支払う費用の算定方法等が詳細に定められることから、指定管理に係る年度協定の締結を省略できることとします。この場合においても、原則、基本協定は締結します。

エ 指定管理料

当該PFI事業等に係る契約における維持管理・運営期間に係る維持管理費、運営費及び修繕費をもって当該指定期間に係る指定管理料として取り扱うこととし、PFI事業等に係る契約に基づく費用と指定管理料が別個の費用として解釈されることのないよう留意することとします。

PFI事業に限って適用していた指定管理者選定手続の取扱いについて、「PFI手法に準じた、施設の設計・建設・運営を一括して委託する手法を採用して実施する事業」についても適用するため、「PFI事業等」といった文言に修正しています。